

太陽光発電による売電収入がある方へ

太陽光発電の売電収入は税金の申告が必要です

太陽光発電によって得た売電収入は所得として申告する義務があります。

売電収入から必要経費を差し引いた所得金額が20万円を超えた場合は所得税の確定申告をしなければなりません。

なお、売電所得が20万円を超えない場合であっても市・県民税の申告が必要です。

【収入が売電収入と年末調整済給与または公的年金の場合】

①売電所得が20万円以下の方

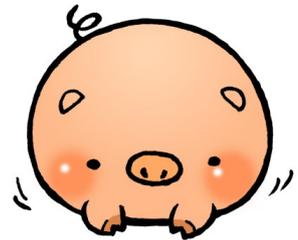
所得税の確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告は必要となります。市役所市民税課へ申告書を提出してください。

②医療費などの控除を追加・変更する方

控除の追加・変更のため確定申告または市・県民税の申告をする場合、売電所得が20万円以下であっても併せて申告をする必要があります。

③売電収入・給与・公的年金の他に所得がある方

売電所得が20万円以下であっても、その他の所得と併せて所得税の確定申告または市・県民税申告をする必要があります。



売電収入の所得の区分について

- ・ 自宅の屋根に設置した太陽光発電による売電収入がある場合⇒雑所得
- ・ 事業として売電収入を得ている場合⇒事業所得
- ・ 賃貸物件の屋根に設置した太陽光発電による売電収入（余剰売電）がある場合⇒不動産所得

申告方法と時期

毎年3月15日までに、前年分の太陽光発電に関する所得をまとめて、他の所得と一緒に所得税の確定申告書あるいは市・県民税の申告書を税務署または市役所市民税課へ提出してください。

お問い合わせ先

確定申告に関すること：前橋税務署 027-224-4371（代表）

市・県民税に関すること：前橋市役所 市民税課 027-898-6203